

## 障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催について

令和 5 年 4 月 2 1 日

高等教育局長決定

### 1. 趣旨

令和 6 年 4 月に障害者差別解消法の一部を改正する法律（以下「改正障害者差別解消法」という。）が施行され、私立学校を含む全ての大学等において、障害のある学生（以下、「障害学生」という。）に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることとなる。

文部科学省ではこれまで、合理的配慮の考え方や大学を含む関係機関が取り組むべき中長期的課題等について検討を行い、平成 24 年度に「第一次まとめ」、平成 28 年度に「第二次まとめ」をとりまとめ、大学等における取組を促してきたところであるが、各大学等においては、近年の障害学生の増加や、改正障害者差別解消法の施行等を背景に、これまで以上に、障害学生への修学支援体制の整備が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、高等教育段階における障害学生の修学支援のあり方について検討を行うため、障害のある学生の修学支援に関する検討会（以下、「検討会」という。）を以下の要領にて開催する。

### 2. 検討事項

- ①高等教育段階における障害学生の修学支援のあり方
- ②その他の必要な事項

### 3. 実施方法

- ①検討会は別紙に定める有識者により構成する。
- ②検討会は必要に応じて他の関係者にも協力を求めることができる。

### 4. 設置期間

令和 5 年 4 月 2 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

### 5. 庶務

検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、高等教育局学生支援課において処理する。

## 障害のある学生の修学支援に関する検討会 名簿

柏倉 秀克 桜花学園大学 副学長・教授

川島 聡 放送大学 教授

近藤 武夫 東京大学先端科学技術研究センター 教授

島津 悠貴 一般社団法人企業アクセシビリティ・コンソーシアム 運営委員  
株式会社堀場製作所 グローバル人事部

白澤 麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 教授

神藤 典子 関西大学 学事局次長

高橋 知音 信州大学学術研究院教育学系 教授

竹田 一則 筑波大学人間系 教授

殿岡 翼 一般社団法人全国障害学生支援センター 代表理事

中野 泰志 慶応義塾大学経済学部 教授

南谷 和範 大学入試センター試験技術研究部門 教授

村田 淳 京都大学学生総合支援機構 准教授

矢澤 睦 仙台高等専門学校 教授

(オブザーバー)

関係府省

独立行政法人日本学生支援機構

※ 五十音順